

別紙様式第1号

一般社団法人 岐阜県農畜産公社理事長 様
 (岐阜県青年農業者等育成センター)

年 月 日

提出する日(研修計画(変更等)公募期間内の日付を記入)

住所 住所は住民票記載のとおり正確に記入する

氏名 氏名は自署

農業次世代人材投資事業(準備型)に係る

研修計画の承認申請
 研修計画の変更申請
 継続研修計画の承認申請

について

該当しないものは、二重線で消す

このことについて、別添のとおり提出します。

市町村受理日付印	農林事務所受理日付印	農業経営課受理日付印

(農業経営課チェック欄)

【準備型研修機関等】

県 農業経営課使用欄(申請者は記入しない)

- 岐阜県農業大学校
- 岐阜県立国際園芸アカデミー
- 岐阜県就農支援センター
- その他認定機関

【派遣研修先】

- 岐阜県指導農業士
- あすなろ農業塾長
- その他登録先進農家及び法人等

◇注意◇

この様式は県の様式です。県より市町村へ送付されています。

提出する市町村(就農予定地)にお問い合わせ下さい。

* 申請書は、すべてA4用紙に片面印刷したものを提出する。
 * 様式は、公社指定のものを使用する。* 訂正には、すべて訂正印を押す。

研修計画

令和 年 月 日

提出する日(公募期間内の日付を記入)

一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長 様

・住所は住民票記載のとおり正確に記入
 ・氏名は自署で記入
 ・電話番号は固定電話を記入
 ・固定電話がない場合は、携帯電話の番号を記入
 ・メール連絡ができるアドレスを記入

[申請者]

住所： 記入例：岐阜市藪田南5丁目14番地の12号
 氏名： 注意！住民票記載のとおりで！5-14-12は×
 電話番号： 氏名は自署
 (生年月日： 年 月 日： 歳)
 メールアドレス：

一般社団法人岐阜県農畜産公社農業次世代人材投資事業（準備型）取扱要領の第5条の規定に基づき研修計画の承認を申請します。

1 農業を始めようと思った理由

農業にかける思いや、農業に取り組むに当たっての決意等を記入する。
 (枠を広げることができるので枠の大きさにこだわらず、ご記入ください。)

2 就農時に係る計画

就農希望地	岐阜県内市町村名	就農予定時期 (就農予定時の年齢)	RO年〇月 年 月 (歳)	就農時の年齢
就農形態	<input type="checkbox"/> 新たに農業経営を開始※1 ※1非農家出身者で独立・自営就農する者の場合 <input type="checkbox"/> 親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始※2 ※2農家出身者で親の農業経営を継承せず、独立・自営就農する場合 <input type="checkbox"/> 親の農業経営を継承※3 [<input type="checkbox"/> 全体、 <input type="checkbox"/> 一部 ※3 農家出身者で研修終了後1年以内に親の農業経営を継承する場合] <input type="checkbox"/> 雇用就農 ※4 研修終了後1年以内に親元就農し、就農後5年以内に継承 又は、当該法人の（共同）経営者になる場合 <input type="checkbox"/> 親元就農※4 [<input type="checkbox"/> 親の経営の全体を継承、 <input type="checkbox"/> 法人の（共同）経営 経営継承（法人の場合は経営者となる） 予定時期： 年 月]			
経営面積※5 飼養頭羽数	a . 頭 . 羽	農業所得 目標※5	万円/年	

経営内容 ※5	作目： (a) 作目： (a) (その他：)	※5 経営面積、所得目標、経営内容は5年後の目標を記入
------------	-----------------------------------	-----------------------------

- ※1 非農家出身者で独立・自営就農する者の場合
- ※2 農家出身者で親の農業経営を継承せずに独立・自営就農する者の場合
- ※3 農家出身者で親の農業経営を継承して独立・自営就農する者の場合
- ※4 親族の経営する農業経営体に就農する者の場合
- ※5 就農5年後の目標を記入する（雇用就農又は親元就農の場合は記入不要）。

3 将来の就農ビジョン（生産物の販売方法などを記載）

今後、取り組んでいきたい農業経営の構想や将来展望等について記入する。

4 計画を達成するための研修※6

①研修内容等

- ・岐阜県が準備型研修機関に位置づけた研修機関であること。
- ・研修機関名を記入

研修機関等の名称	所在地	・研修機関の住所 ・県に登録されている住所を正確に記入
専攻・ 営農部門	研修 期間	年 月 日 ~ 年 月 日

- ・和暦を記入
例：R00年0月0日～R00年0月0日

研修内容

- ・※6 研修先が複数の場合はここへ記入欄を追加して記入する
研修先および作物を記入

※6 研修先が複数の場合は記入欄を追加して記入する。

② 交付対象となる研修期間

・最長2年間(海外研修の場合を除く)
研修期間と異なる場合があります

年 月 日～ 年 月 日

・和暦を記入
例：R00年0月0日～R00年0月0日

5 その他

常勤の雇用契約の締結	<input type="checkbox"/> 締結している <input type="checkbox"/> 締結していない
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 (例：生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等)	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない
過去に農業次世代人材投資事業(青年就農給付事業を含む。)及び令和元年度補正予算、令和2年度補正予算で措置された就職氷河期世代の新規就農促進事業による資金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けていた <input type="checkbox"/> 交付を受けていない
傷害保険の加入 ・傷害保険証書の写し又は、加入を検討している傷害保険の内容がわかるもの(加入後、傷害保険証書の写し)を添付	<input type="checkbox"/> 加入している <input type="checkbox"/> 4の②の交付対象となる研修期間の開始日までに加入する <input type="checkbox"/> 加入しない
前年の世帯全体の所得※8	万円
生活費確保の観点から資金を必要とする理由 (前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合のみ記入) <div style="float: right; border: 1px dashed black; padding: 2px;"> ・理由の裏付けとなる書類を添付 </div>	

※本欄は交付主体等の記入欄

生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（□有 □無）

【所見】

※岐阜県、公社記入欄

※7 正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働いている、就業を希望しながら様々な事情により無業の状態にあるなど就職氷河期世代に準じた就業に向けた課題に直面している状況を記載

※8 「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。「所得」とは、地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」。

※8 R2年の所得証明書を添付

本人及び生計を一にする家族全員分（生計を一にする別居のかたも含む）

添附書類

- 別添1：研修機関等（先進農家も含む）で研修を受ける場合は受講する研修のカリキュラム（研修実施スケジュール、研修内容、習得する技術等が分かる研修実施計画）を添付。研修機関等以外の教育機関で研修を受ける場合は、受講する研修のカリキュラム及び受講が認められていることを証する書類を添付。
- 別添2：誓約書（本人（世帯全員）の住民票及び連帯保証人の印鑑証明書を添付する。）
- 別添3：履歴書 ・住民票（世帯全員記載のもの）及び連帯保証人の印鑑証明書は、原本で3ヶ月以内のもの
- 別添4：農業研修に関する確認書（研修機関等で研修する場合。研修機関等以外の教育機関で研修を受ける場合は不要
- 別添5：離職票等の原本（離職票の提示が可能な場合）
- 別添6：確約書（研修終了後、親元就農する予定の場合。）
- 別添7：傷害保険に加入している場合は傷害保険証書の写しを添付。交付期間が開始するまでに加入予定の場合は、加入を検討している傷害保険の内容がわかるもの（パンフレット等）を添付し、加入後に傷害保険証書の写しを交付主体に提出すること。
- 別添8：前年の世帯全体の所得を証明する書類（所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。
- 別添9：身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

・運転免許証は表裏両面の写し 運転免許証がない方はパスポートの写し

教育機関・研修機関等概要書

令和 年 月 日

・提出する日(公募期間内の日付を記入)

1 研修機関等の概要

研修機関等名	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>・岐阜県に登録のある機関名</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; float: right; margin-top: 10px;"> <p>押印 印</p> </div>
派遣先及び代表者名(申請者の親族ではない)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>・研修機関より農家派遣がある場合は、派遣先名および派遣先の代表者名を記入 注意：研修機関は、派遣先と申請者が親族でないことを必ず確認してください</p> </div>
(構成団体)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>・準備型研修機関等認定申請書(別紙様式1)の構成団体に記載されている所属名を記入(部課名がある場合は部課名も記入)</p> </div>
所在地	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>・研修機関事務局の所属名及び住所を記入</p> </div>
連絡先	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>・研修機関事務局の電話番号を(内線がある場合は内線も記入)記入 記入例：〇〇〇市役所 〇〇課 担当〇〇〇〇〇 郵便等諸連絡をする方を記入 TEL:058-215-1550(内線111) FAX:058-215-1550</p> </div>
代表者	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>・研修機関の代表者名を記入</p> </div>
研修責任者名	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>・岐阜県に登録されている研修責任者</p> </div>

2 添付書類

- ・研修期間が2年ある方は2年分
 - ・年間をとおしての研修であること

- (1) 研修カリキュラム(研修実施スケジュール、研修内容、習得する技術等が分かる研修実施計画)
- (2) 認定書の写し
- (3) 在籍証明書(受講が認められていることを証する書類)

在籍証明書は原本

別添 2

令和 年 月 日

[申請者]

住所:

・住所は住民票記載のとおり正確に記入
・氏名は自署で記入

記入例: 岐阜市藪田南5丁目14番地の12号
注意! 住民票記載のとおりで! 5-14-12は×

氏名:

氏名は自署

(生年月日: 年 月 日: 歳)

誓 約 書

私は、一般社団法人岐阜県農畜産公社農業次世代人材投資事業（準備型）取扱要領の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、取扱要領の規定により、当該資金を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを誓約します。また、別紙の確認事項について承諾します。

私はこの研修を始めることを、連帯保証人の署名、捺印を添えて誓約します。

また、連帯保証人は、上記申請者の連帯保証人として、申請者に誓約どおり履行させるとともに、申請者に債務が発生した時は、申請者の債務を連帯して負担します。

住所は、印鑑証明書記載のとおり記入する
記入例: 岐阜市藪田南5丁目14番地の12号
注意! 住民票記載のとおりで! 5-14-12は×

連帯保証人 住所

氏名 氏名は自署

印

電話番号

印鑑証明書記載のものを押印

連帯保証人 住所

氏名 氏名は自署

印

電話番号

印鑑証明書記載のものを押印

(連帯保証人氏名は自署すること。)

- ・連帯保証人2名の内1名は、生計を異にしかつ2親等以内でないもの。
- ・連帯保証人の氏名及び住所は、印鑑証明書に記載のとおり正確に記入する。
- ・電話番号を記入

添付書類: 本人の住民票 (世帯全員)
連帯保証人の印鑑証明書

・住民票 (世帯全員記載のもの)、原本で3ヶ月以内のもの

・印鑑証明書、原本で3ヶ月以内のもの

確 認 事 項

1 農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）、岐阜県農業次世代人材投資事業（準備型）の運用について（平成24年7月11日付け農経第483号岐阜県農政部長依命通知）、一般社団法人岐阜県農畜産公社農業次世代人材投資事業取扱要領（平成29年4月1日付け農畜第25号一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長依命通知）の規定を遵守し、一般社団法人岐阜県農畜産公社農業次世代人材投資事業（準備型）の運営に協力します。

2 自己が、次の各号いずれにも該当する者ではありません。

(1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止策等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(2) 自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用している者

(3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者

(4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(5) 上記の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

なお、一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長が必要な場合は、岐阜県警察本部に照会することについて承諾します。

3 別記の遵守する手続きについて確認しました。

確認していただきましたら、同意の署名
をしてください

氏名 _____

別記

各項目全てを、ご確認いただきますよう願います。

ご確認いただきました項目全てに✓点をつけてください。

確認していただけたら、指定した箇所に同意のご署名をください。

私は、下記の手続きを遵守します。

- 研修期間中は、半年ごとに研修期間半年経過後1ヶ月以内に「研修状況報告書」を提出します。
- 資金の交付については、原則半年を単位として「交付申請書」を提出します。
- 2回目以降の「交付申請書」は「研修状況報告書」と共に提出します。
- 研修を中止する場合は、遅滞なく「中止届」を提出します。
- 研修を休止する場合は、遅滞なく「休止届」を提出します。
- 研修期間内及び研修期間終了後6年間に住所等提出書類の記載内容に変更があった場合は、変更後1ヶ月内に「住居等変更届」を提出します。
- 研修計画で申請した研修期間中に就農形態及び研修期間等の変更をする場合は、研修計画の変更申請を行います。
- 研修計画で申請した研修の終了後、引き続き研修を続ける場合は、「継続研修計画」を作成して申請するとともに、研修開始後1ヶ月以内に「継続研修届」を提出します。
- 研修終了後6年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6ヶ月間の「就農状況報告」を提出します。
- 研修終了後は岐阜県内で就農します。自営就農、雇用就農又は親元就農した時は、就農後1ヶ月以内に「就農報告」を提出します。
- 研修終了後、親元就農する場合は、就農するにあたり家族経営協定等により交付対象者の責任や役割を明確にするるとともに、就農後5年以内に、当該農業経営を継承するか、法人の経営者となった後の1ヶ月以内に、「就農報告」を提出します。
- 就農後6年以内に、病気や災害等の理由で就農を休止もしくは中止する場合は、遅滞なく一般社団法人岐阜県農畜産公社にその旨を連絡し、必要な書類を提出します。
- その他、一般社団法人岐阜県農畜産公社からの依頼及び当該取扱要領の求めに応じて、必要な書類を提出します。
- 書類の提出期限を守らない場合は、資金の一部又は全額返還する場合もあることを承知しています。

確認していただけたら、同意の署名をしてください

氏名 _____

履 歴 書

1. 氏名等

(ふりがな)					
住 所	〒□□□-□□□□ 住民票記載のとおり正確に記入する		記入例：岐阜市葦田南5丁目14番地の12号 注意！住民票記載のとおりで！5-14-12は×		
(ふりがな)					
連絡先	〒□□□-□□□□ 住民票と異なる所に住んでいる場合に記入（住民票と同じであれば、同上とする。）郵便の送付先住所				
(ふりがな)		生 年 月 日	年 齢	性 別	電 話 番 号
氏 名	氏名は自署	昭和 年 月 日 平成 年 月 日	歳	1. 男 2. 女	携帯電話の番号を記入

2. 家族構成

○をつける

氏 名	続 柄	生 年 月 日	住 所
家族構成は、同居または、生計を一とする家族全員。 ※別居で生計を一にする場合 次の方も含む：別居の配偶者・別居の独身の子・別居の両親			

3. 学歴等

履 歴	年	月	学歴・職歴(各別に記入)	年	月	免許・資格
			・学歴は最終学歴のみ記入 ・卒業後は、欠損月がないように記入 ・申請日現在までを記入			
			記入例 ・農大生・アカデミー生等は RO年〇月 〇〇学校在学中・卒業予定等 ・研修機関で研修の方は RO年〇〇月 〇〇〇〇〇（研修先名称）にて 研修中または研修開始予定等 ・求職中等の方は RO年〇〇月 求職中・無職等 など空白の期間がないように記入			・運転免許 ・大型特殊免許 ・簿記の資格等農業経営に関係する資格を記入

農業研修に関する確認書

研修機関等A（以下、甲という。）及び研修生B（以下、乙という。）とは、農業研修について、次のとおり確認する。

研修機関名及び代表者名

研修者名

第1条（研修期間）

研修期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

研修計画の4①の研修期間と同じ日付を記入

第2条（研修生の責務）

乙は、研修期間中、甲の指示に従い、誠実な研修を遂行するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 乙は、研修期間中に知り得た甲の業務上の機密又は甲と取引する顧客情報等（個人情報を含む。）について、ほかに漏洩してはならない。
- (2) 乙は、甲の信用を害し品位を傷つける行為、研修の目的を逸脱する行為その他不道德な行為及び不法な行為をしてはならない。
- (3) 乙は、研修期間中の不慮の事故に備え、あらかじめ傷害保険に加入しなければならない。必ず各自加入
- (4) 乙は、研修計画に即して必要な技能を習得しなければならない。
- (5) (1) から (4) までに違背した場合、甲の判断により研修を即時中止することができるものとする。

第3条（研修機関等の責務）

- (1) 甲は、乙が独立・自営就農、雇用就農又は親元就農し、就農後5年以内に農業経営を継承すること又は法人の経営者となることができるよう適切に生産技術等を教えなければならない。
- (2) 甲は、乙を労働者として扱ってはいけない。

第4条（損害賠償）

- (1) 乙は、研修中に、その責めに帰する事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 乙は、研修における不慮の事故について、第2条(3)の規定に基づく傷害保険による給付があったときには、甲に対し、当該不慮の事故についての損害賠償その他一切の請求を行わないものとする。

第5条（費用の負担）

研修に要する経費は、甲と乙が双方で協議して決定する。

第6条（その他）

この確認書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの確認書に定めのない事項については、確認書の趣旨に則り、甲・乙協議の上、定めるものとする。

本確認書締結の証として、本書3通作成し、甲・乙記名捺印の上、1通は公社へ提出し、それぞれ各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日 甲

(住 所)
(研修先)
(氏 名)

乙

(住 所)
(氏 名)

研修先の名称と代表者名を記入

例：

(住 所) 岐阜市〇〇丁目〇〇番地の1
(研修先) 〇〇〇〇協議会
(氏 名) 代表者 〇〇 〇〇〇 印

印（研修機関の場合必要）

※ 農業研修が適切に実施できるよう研修先及び研修生の間で合意した確認書であれば、本確認書例に限らない。

離職票の提示が可能な場合

- 雇用保険被保険者 離職票 - 1
資格喪失確認通知書（被保険者通知用）

- 雇用保険被保険者離職票 - 2

- ・ 離職票をもらっていない場合は、その旨を記入する。
- ・ 離職日より遡って1年間で失業給付の資格があるものすべての提出が必要です。

- 離職票がない方は、離職票がない理由を明記して下さい。

<記入例>

※雇用保険に加入していた場合

- ・ (株)〇〇〇は、離職票の交付を希望していないため、離職票はありません。
(交付を受けていないことを確認するため雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（写し可）が必要です)

※雇用保険に未加入の場合

- ・ 〇〇〇農園は、アルバイトで雇用保険未加入のため離職票の交付はありません。
- ・ 学生のため離職票はありません。
- ・ 無職のため離職票はありません。

※注意 1：失業手当をもらった方は雇用保険受給資格者証の原本の提出が必要です。
(失業手当の手続きをした方は、離職票にかわり雇用保険受給資格者証になります)

確 約 書

・提出する日(公募期間内の日付を記入)

年 月 日

一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長 様

・住所は住民票記載のとおり正確に記入
 ・氏名は自署で記入

[申請者] 住 所

記入例：岐阜市藪田南5丁目14番地の12号
 注意！住民票記載のとおりで！5-14-12は×

氏 名：

氏名は自署

(生年月日： 年 月 日： 歳)

私は、研修終了後に親元就農する予定であるため、一般社団法人岐阜県農畜産公社農業次世代人材投資事業第2条第6項の規定に基づき、下記の事項を実施することを確約します。

なお、同要綱の規定が遵守できなかった場合は、当該資金を全額返還いたします。

記

- 1 就農に当たって家族経営協定等を締結し、私の責任や役割を明確に規定すること。
- 2 就農後5年以内に、当該農業経営を継承する又は当該農業経営を法人化している場合は当該法人の経営者となる（親族との共同経営者になる場合を含む。）こと。

(親元就農先)

経営主の氏名 (法人化している場合は 法人名も)	経営主自署 (法人化している場合は法人名も記入)
経営主の住所 (法人化している場合は 所在地も)	経営主の住所と会社の住所が異なっている場合は、両方の住所を記入

(当該農業経営を継承する又は当該法人の経営者となる予定の時期)

年 月

研修終了後5年以内の年月を記入する

「確認事項」(別紙様式第1号研修計画補足資料1)

提出日:令和 年 月 日

申請者氏名(自署): 氏名は自署

保証人氏名(自署): 未成年の方は保証人自署(研修計画の連帯保証人とは違います)

農業次世代人材投資資金(準備型)等の申請にあたり、別紙様式第1号研修計画補足資料として、下記のとおり補足いたします。

A. 申請者全員 *親族(三親等以内の親族をいう。以下同じ)

申請者全員記入

1	研修終了後1年以内に独立・自営就農する予定である	はい・いいえ
2	研修終了後1年以内に、親元就農する予定である	はい・いいえ
3	研修終了後1年以内に、雇用就農する予定である(親族が農業経営をしていない)	はい・いいえ
4	研修終了後1年以内に、親族の経営体以外の農業法人等に雇用就農予定である(親族が農業経営をしている)	はい・いいえ
5	親族(三親等以内の親族をいう。以下同じ)が農地を所有している	はい・いいえ
6	申請者が親族の経営体に従事していたことがある	はい・いいえ
7	申請者が親族の経営体に従事していた期間(手伝い程度ではなく専従者として)(申請者が親族の経営体に従事していたことがある場合)	年 月
8	申請者の名義で農産物の出荷をしたことがある	はい・いいえ
9	親族の経営体で役員登録をしていたことがある	はい・いいえ
10	研修終了後1年以内に、親族の経営体に雇用就農予定である(申請者と同程度の労働条件で雇用している親族以外の正社員がいる場合のみ選択可能)	はい・いいえ
11	雇用就農後、交付期間の1.5倍か2年間のどちらか長い期間以内で独立・自営就農予定である ※「はい」を選択した方はBの確認事項についても雇用就農後の計画をご記入下さい	はい・いいえ

11 「はい」と答えた方は、12~18も記入する

B. 研修終了後1年以内に独立・自営就農する方(11ではいと答えた方も記入)

*親族(三親等以内の親族をいう。以下同じ)

12	独立・自営就農予定であり、親族の農地を利用せず、第三者から農地を購入又は貸借する予定である 12 全ての農地を第三者から貸借する(親族間であっても農地中間管理機構をとらず第三者より貸借したこととなる)	はい・いいえ
13	独立・自営就農予定であり、親族が所有する農地も利用するが、第三者から農地を購入又は貸借する予定である 13 親族の農地と第三者の農地を両方利用する	はい・いいえ
14	独立・自営就農予定であり、親族が所有する農地のみを利用する予定である 14 親族の農地のみを利用する	はい・いいえ

全て記入してください(12. 13. 14でいずれかに「はい」と答えた方)

15	親族から購入又は貸借する 農地面積	a・ha	第三者から購入又は貸借する 農地面積	a・ha
16	農地の取得計画等を相談している関係機関名、担当部署名を記入してください 関係機関名： 担当部署名：			
17	研修終了後1年以内に独立・自営就農する場合であり、就農地が決まっている者は、円滑な就農を実現させるために、就農予定地の人材投資資金担当者へ、 「①就農予定地で独立・自営就農する予定であること」「②「研修を受け、準備型の申請をすること」について報告をし、今後の独立・自営就農に向けてのサポートのお願いをして下さい 上記①②を相談している就農予定地の市町村名、担当部署名等を記入してください 関係機関名： 担当部署名：			
			担当者名：	17 担当者までわかれば記入
18	就農予定地の最低下限面積を確認し、ご記入ください (就農予定地の農業委員会等で確認)	a・ha		

C. 親元就農する方 *親族(三親等以内の親族をいう。以下同じ)

19	親族が所有する農地を継承するにあたり、所有権を移転する場合、現在の推定相続人全員の了解を得ている (貸借の場合は回答不要)	はい・いいえ	
20	親族が所有する農地を継承するにあたり、所有権移転をする場合、申請者は納税猶予等の贈与税の軽減措置を利用する(貸借の場合は回答不要)	はい・いいえ	
21	親族が所有する農地を継承するにあたり、所有権移転をする場合、申請者は納税猶予等の贈与税の軽減措置を利用できることを、関係機関に確認している(貸借の場合は回答不要)	はい・いいえ	
22	農地の取得計画等を相談している関係機関名、担当部署名を記入してください 関係機関名： 担当部署名：		
23	経営体の経営者の氏名	申請者との続柄	
24	経営体の名称(又は個人名)		
25	所在地 (都道府県名～市町村名まで)		
26	経営形態(いずれかに○)	個人経営	法人経営
		法人化の予定の有無	有(令和 年 月頃を予定・時期未定) 無

経営体の農地について (親族の農業経営において、親族が所有する農地及び第三者との貸借農地等を明確にすることが目的です)							
該当項目を○で囲み、面積等を記入して下さい <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: 20px;"> <tr> <td>27 経営継承に関係のある農地をすべて記入</td> </tr> </table>							27 経営継承に関係のある農地をすべて記入
27 経営継承に関係のある農地をすべて記入							
27	農地所有者	現在の耕作者	面積	所有者名	続柄	農業振興区域	納税猶予の適用
	両親・親族・第三者	両親・親族・第三者	a・ha			内・外	有・無
	両親・親族・第三者	両親・親族・第三者	a・ha			内・外	有・無
	両親・親族・第三者	両親・親族・第三者	a・ha			内・外	有・無
	両親・親族・第三者	両親・親族・第三者	a・ha			内・外	有・無
上記の件について関係機関(市町村役場、農業委員会等。以下同じ)に確認し、関係機関名、担当部署名、確認結果等をご記入下さい 関係機関名： 担当部署名：							
経営体の主たる経営内容について (野菜、果樹、花卉等は、露地とハウスを別にしてご記入下さい)							
28	作目名・家畜等	面積・頭羽数 (該当項目を○で囲む)	作目名・家畜等	面積・頭羽数 (該当項目を○で囲む)			
		a・ha・㎡ 頭・羽		a・ha・㎡ 頭・羽			
		a・ha・㎡ 頭・羽		a・ha・㎡ 頭・羽			
		a・ha・㎡ 頭・羽		a・ha・㎡ 頭・羽			
		a・ha・㎡ 頭・羽		a・ha・㎡ 頭・羽			
		a・ha・㎡ 頭・羽		a・ha・㎡ 頭・羽			
29	農業経営体の労働力について						
	正社員数(うち、親族)	名	正社員数(うち、親族以外)	名			
30	申請者以外の継承予定者又は継承可能者(兄弟姉妹等)の有無			有・無	(有の場合)続柄		
31	親族の農業経営を申請者が継承する予定の有無			有・無	(有の場合)何年後か(未定と記入も可) 年後		
32	研修計画の就農形態で親元就農を選択する申請者は、確約書(別添4)を研修計画と併せて提出する必要がある、原則就農後の変更はできないことを理解している				はい・いいえ		
33	確約書(別添4)提出後は確約内容の変更ができないこと及び、確約内容不履行の場合は交付資金の全額返還対象となることを理解している				はい・いいえ		

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

農業次世代人材投資事業に係る個人情報の取扱いについて

交付主体は、農業次世代人材投資事業の実施に際して得た個人情報について、都道府県及び市町村が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、交付主体は、本事業による交付対象者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

関係機関 (注)	国、全国農業委員会ネットワーク機構、岐阜県、岐阜県農業会議、市町村、農業協同組合、農業共済組合
-------------	---

個人情報の取扱いの確認

。「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します

令和 年 月 日

申請者 氏名
住所
電話番号

氏名は自署

連帯保証人 氏名
住所
電話番号

氏名は自署

連帯保証人 氏名
住所
電話番号

氏名は自署

【合計所得金額について】

* 農業次世代人材投資事業及び就職氷河期世代の新規就農促進事業の事務手続きの手引きより(R3.4.15)

地方税法第292条第1項第13号に定める合計所得とは、以下の所得金額を合算したものであり、

扶養控除や社会保険料控除等の所得控除を差し引く前の金額

- ・総所得金額(年金・給与・不動産・配当等の各収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額)
- ・申告分離課税の所得金額
- ・山林所得金額及び退職所得金額

【合計所得金額の対象所得一覧】

計算項目		合計所得金額
総所得金額	事業所得(必要経費(青色事業専従者給与含む)控除、事業専従者控除、青色申告特別控除後)	○
	不動産所得	○
	利子所得	○
	配当所得	○
	給与所得(給与所得控除後)	○
	雑所得(公的年金等控除後)	○
	一時所得×1/2	○
	総合課税の短期譲渡所得	○
	総合課税の長期譲渡所得×1/2	○
分離課税の短期譲渡所得(※5年以下の土地、住宅を売却した場合)		○(特別控除前)
分離課税の長期譲渡所得(※5年を超える土地、住宅を売却した場合)		○(特別控除前)
分離課税の上場株式等に係る配当所得(上場株式の譲渡損失との損益通算後の金額)		○
分離課税の株式等に係る譲渡所得		○
分離課税の先物取引に係る雑所得等		○
山林所得		○
退職所得		○
所得控除等	純損失の繰越控除	控除前
	雑損失の繰越控除	控除前
	扶養控除等の所得控除(基礎控除を除く)	控除前
	基礎控除	控除前

模試第6号(2) 雇用保険被保険者離職票

① 被保険者番号 4 8 0 0 - 0 1 0 5 6 6 - 2 ③ フリガナ コウウ タロウ

② 事業所番号 4 8 0 1 - 0 0 1 1 8 6 - 9 ④ 年 月 日 平成 28 年 12 月 31 日

⑤ 名称 労働市場センター株式会社
 住所 東京都千代田区霞が関1-2-1
 電話番号 03-5253-1111

⑥ 離職者の氏名 雇用 太郎
 住所又は居所 東京都千代田区上石神井4-8-4
 電話番号 0555-23-8609

⑦ 離職年月日 平成 29 年 1 月 4 日
 事由 労務手続開始後、異形活動停止後事業再開の見込みがないため離職

⑧ 離職理由 雇用保険被保険者記録簿に「雇用」を記入の上、下の具体的な離職理由を記入してください。

⑨ 離職の日以前の賃金支払状況等

離職日の翌日	月	日	⑩ 支払対象期間	⑪ 支払対象期間	⑫ 賃金	⑬ 備考
12月1日	11月	30日	12月1日~12月31日	11日	95,000	
11月1日	10月	31日	11月1日~11月31日	30日	200,000	
10月1日	9月	30日	10月1日~10月31日	31日	200,000	
9月1日	8月	31日	9月1日~9月31日	30日	200,000	
8月1日	7月	31日	8月1日~8月31日	31日	200,000	
7月1日	6月	30日	7月1日~7月31日	30日	200,000	
6月1日	5月	31日	6月1日~6月31日	31日	200,000	
5月1日	4月	30日	5月1日~5月31日	31日	200,000	
4月1日	3月	31日	4月1日~4月31日	31日	200,000	
3月1日	2月	28日	3月1日~3月31日	31日	200,000	
2月1日	1月	31日	2月1日~2月28日	31日	200,000	
1月1日	12月	31日	1月1日~12月31日	31日	200,000	

⑯ 賃金に特記事項 無

⑰ 離職の記載 無

⑱ 離職の記載 無

⑲ 写真欄 3×2.5

⑳ 労働者本人の判断 (○で囲むこと) 有り (無)

㉑ 事業主が○を付けた離職理由に異議 有り (無)

注意 1. 基本手当は受給資格者が、高年勤続者給付金は高年勤続者給付者が、特別一時金は特別一時金受給資格者が、それぞれ労働者の意思及び能力を有するににもかかわらず、労働者本人の意思で受給しないこととされる。また、労働者本人の意思で受給しない場合は、労働者本人の意思で受給しないこととされる。

2. 基本手当、高年勤続者給付金又は特別一時金は、労働者が受給するときは、住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方労働局に出頭し、請求の申込みをした上、この離職票-2及び離職票-1(別紙)を提出すること。

3. 基本手当、高年勤続者給付金又は特別一時金の受給を要しないときは、後述の労働者給付金受給申請書(別紙)を提出すること。

4. この離職票-2を提出し、又は提出したときは、交付を受けた公共職業安定所に申し出る。また、労働者本人の意思で受給しない場合は、労働者本人の意思で受給しないこととされる。

※基本手当、高年勤続者給付金又は特別一時金の受給申請書を取られる方は、裏面のⅡ「支給を受けるための手続等」をご覧ください。

雇用区分	離職理由	由	雇用区分
1A	1 事業所の倒産等によるもの	事業所の倒産等によるもの	1A
1B	2 定年による離職 (定年)	定年による離職 (定年)	1B
2A	3 労働者の更新又は延長	労働者の更新又は延長	2A
2B	4 労働者の更新又は延長	労働者の更新又は延長	2B
2C	5 労働者の更新又は延長	労働者の更新又は延長	2C
2D	6 労働者の更新又は延長	労働者の更新又は延長	2D
2E	7 労働者の更新又は延長	労働者の更新又は延長	2E
3A	8 労働者の更新又は延長	労働者の更新又は延長	3A
3B	9 労働者の更新又は延長	労働者の更新又は延長	3B
3C	10 労働者の更新又は延長	労働者の更新又は延長	3C
3D	11 労働者の更新又は延長	労働者の更新又は延長	3D
4D	12 労働者の更新又は延長	労働者の更新又は延長	4D
5E	13 労働者の更新又は延長	労働者の更新又は延長	5E

雇用保険受給資格者証

1. 支給番号 48010-17-000109-7		2. 氏名 ヨシノ 知			
3. 被保険者番号 4800-010566-2	4. 性別 男	5. 離職時年齢 27	6. 生年月日 4-010416	7. 求職番号 12345	
8. 住所又は居所					
9. 支払方法(記号(口座)番号 - 金融機関名 - 支店名) 安定所現金 (G)					
10. 資格取得年月日 190401	11. 離職年月日 281231	12. 離職理由 40			
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額 6,666	15. 給付制限			
16. 求職申込年月日 290104	17. 認定日 1型-月	18. 受給期間満了年月日 291231			
19. 基本手当日額 4,747	20. 所定給付日数 90	21. 通算被保険者期間 090900			
22. 離職前事業所名 ロドウジヨウセンターがっしんが いっや 労働市場センター株式会社					
23. 再就職手当支給歴	24. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村) 0 0 0 0				

安定所連絡メッセージ1

安定所連絡メッセージ2

管轄公共職業安定所又は
管轄地方運輸局所在地

〒177-0044 練馬区上石神井

電話番号

03-3929-3311

交付

年 月 日

センター

公共職業安定所長
職業安定所長印

折り曲げ線

注意事項

- この証は、第1面の受給期間満了年月日まで大切に保管してください。もし、この証を滅失したり、損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けてください。なお、この証は、折り曲げ線以外では折り返さないでください。
- 失業の認定、又は失業等給付を受けようとするときは、この証を失業認定申告書その他関係書類に添えて原則として管轄公共職業安定所又は管轄地方運輸局の長に提出してください。
- あなたが口座振込受給資格者である場合、支給金額欄の金額を、あらかじめ指定された金融機関の預貯金口座に振込む手続きを、失業認定日に行いますので、その金融機関から支払を受けてください。この場合、その金融機関から支払を受けることができる日が、基本手当の支給日となります。
- 定められた失業の認定日に来所しないときは、基本手当の支給を受けることができなくなることがあります。
- 失業の認定を受けようとする期間中に就職した日があったとき、又は自己の労働によって収入を得たときは、その旨を必ず届け出てください。
- 偽りその他不正の行為によって失業等給付を受けたり、又は受けようとしたときは、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。
- 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、その後最初に来所した失業の認定日に届書を提出してください。
- 第1面に書かれている所定給付日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当(傷病手当)の支給を受けることができる最大限の日数です。
- 失業等給付に関する処分又は上記6の返還若しくは納付を命ずる処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に NNN 雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。
- 雇用保険について分からないことがあった場合には、公共職業安定所又は地方運輸局の窓口で御相談ください。

被保険者番号

(バーコード貼付欄)

求職番号

(バーコード貼付欄)

支給番号

雇用保険説明会 年 月 日 出席済

雇用保険被保険者資格喪失確認通知書 (被保険者通知用)

交付年月日

被保険者番号

資格取得年月日

離職年月日

被保険者種類
 (1又は9 一般
4又は5 高年齢
2又は3 短期
11 高年齢(65歳以上))

被保険者氏名

性別
 (1 男
2 女)

生年月日 (元号-年月日)
 (2 大正 3 昭和
4 平成)

喪失原因
 (1 離職以外の理由
2 3以外の離職
3 事業主の都合による離職)

離職票交付希望
 (1 有
2 無)

番号

管轄区分

事業所名略称

離職票の交付を希望していない場合「2」が入っています。

産業分類

公共職業安定所



備

考

- 組織のご案内
- 様々な支援のご案内
- 刊行物のご案内
- 新着情報
- お問い合わせ



[授産事業](#)
[担い手積立年金 農業者年金](#)
[全国優良経営体表彰](#)
[女性農業表彰](#)
[ひめこらぼ](#)

主なコンテンツと各種情報サイトへのリンク

- ▶ 農業技能実習評価試験
- ▶ 日本農業技術検定試験
- ▶ 農業技能測定試験（特定技能制度）
- ▶ 全国農業経営者協会（にないてネット）
- ▶ 軽減税率制度導入の窓口
- ▶ 女性農林漁業者とつながる「ひめこらぼ」
- ▶ 経営継続補助金
- ▶ 農業次世代人材投資事業
- ▶ 全国新規就業相談センター
- ▶ 農の雇用事業
- ▶ 都市農業協能維持支援事業
- ▶ 農山漁村男女共同参画推進協議会
- ▶ 全国生活研究グループ連絡協議会
- ▶ 経営継承・発展等支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林漁業者等への情報はこちら

全国農業新聞のご購読はこちら

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙です。

- ▶ 新聞紙面のご購読
- ▶ 電子版での購読

全国農業図書

農業・農業者と農業委員会活動のための図書を刊行しています。

新刊のご案内

支援情報

TOP > 支援情報 > 国の新規就農支援施策 > 農業次世代人材投資資金とは？

農業次世代人材投資資金

農業次世代人材投資資金とは？ | 申請様式一覧 | 受給終了後に必要となる書類の提出期間 | 傷害保険のご案内

農業次世代人材投資資金とは？

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修期間（2年以内）及び経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する資金を交付します。全国農業会議所では、農業次世代人材投資資金（準備型）を受給される方の内、全国型教育機関で研修を受ける方の支援をしています。

令和2年度「全国型教育機関」一覧（順不同）

北海道

- ▶ 学校法人八紘学園 北海道農業専門学校
- ▶ 国立大学法人 帯広畜産大学草地畜産専修（別科）

茨城県

- ▶ 日本農業実践学園
- ▶ 鯉淵学園農業栄養専門学校

傷害保険のご案内

教育機関での実習や研修中に発生した不慮の事故を補償する傷害保険をご紹介します。

共栄火災海上保険株式会社

- ▶ [パンフレット](#)
- ▶ [Q&A](#)
- ▶ [重要事項説明書](#)
- ▶ [加入依頼書](#)

東京海上日動火災保険株式会社

- ▶ [パンフレット及び重要事項説明書](#)
- ▶ [加入依頼書](#)

お問い合わせ

[お問い合わせ]

一般社団法人 全国農業会議所 経営・人材対策部

電話：03-6265-6016



農業次世代人材投資資金(旧青年就農給付金)及び就職氷河期世代の新規就農促進事業受給者の確定申告について

資金(旧給付金)を受給された方は、原則として全員自らが資金を受給した年の所得税及び復興特別所得税について確定申告を行うことが必要です。個々の対象者の事情によって課税関係は異なるため、詳細等は所轄の税務署に個別にお問い合わせいただきますようよろしくお願いいたします。

1. 農業次世代人材投資事業(準備型)又は就職氷河期世代の新規就農促進事業を受給されている方

- 資金は「雑所得」となります。給与所得など他の所得が別であれば、それらも合わせて確定申告をしてください。
- 資金を受給した年に発生した交通費や授業料など研修に要した費用の額があれば、雑所得の金額の計算上、必要経費として収入金額から控除が可能です。
- * 合計所得金額から、基礎控除・配偶者控除・扶養控除・社会保険料控除などの所得控除を差し引いた額が課税所得です。

〔注意〕 交付対象者が生計を一にする親族に扶養されている場合において、合計所得金額が48万円を超えるときは、その扶養から外れます。扶養者が給与所得者の場合は、当該年分について扶養控除を訂正する扶養控除等(異動)申告書を勤務先に提出する必要があります。詳しくは扶養者の勤務先担当者にお問い合わせください。

2. 経営開始型を受給されている方のうち、農業経営について事業主として確定申告を行う方

- 資金を含む収入金額から必要経費を差し引いた額を「事業所得(農業所得)」として確定申告をしてください。
- 青色申告の場合、青色申告特別控除(最大65万円)を事業所得の金額の計算上控除が可能です。また、その事業に専ら従事する親族がいるときは、専従者給与(予め所轄税務署に届け出た額)を必要経費に算入可能です。
- 白色申告の場合、その事業に専ら従事する親族がいるときは、専従者控除(配偶者:最大86万円、その他の親族:最大50万円)を事業所得の金額の計算上控除が可能です。
- * 合計所得金額から、基礎控除・配偶者控除・扶養控除(専従者控除または専従者給与の対象者を除く)・社会保険料控除などの所得控除を差し引いた額が課税所得です。

〔注意〕 ご夫婦で受給した場合、ご夫婦のうちおひとり(農業経営について事業主として確定申告される方)が、資金の全額を事業所得(農業所得)の総収入金額に算入します。

※新型コロナウイルス対策事業のうち、事業に関連して給付されるもの(持続化給付金、経営継続補助金、高収益次期策支援交付金等)については、一般的な補助金と同様に「雑収入」に計上してください。機械等の購入年と補助金の交付年が異なる場合の取扱いについては、最寄りの税務署にご相談いただきますようお願いいたします。

3. 経営開始型を受給されている方のうち、親と生計が一で親が事業全体の確定申告を行う方

- 交付対象者は、専従者給与(給与所得)と資金(雑所得)を合わせて、親とは別に確定申告をしてください。
- * 合計所得金額から、基礎控除・配偶者控除・扶養控除・社会保険料控除などの所得控除を差し引いた額が課税所得です。

〔注意〕 生計を一にする親子間における農業の事業主の判定については、原則、農業の経営方針の決定につき支配的影響力を有すると認められる方が、農業の事業主に該当します。

4. 返還となった場合の手続き等

- ① 雑所得での申告の場合(上記1、3)
返還することが確定した時点で、その返還することとなった資金を収入として申告した年分について、更正の請求書を所轄税務署に提出してください。
- ② 事業所得での申告の場合(上記2)
返還することが確定した日の属する年分の必要経費に返還額を算入してください。

〔注意〕 平成27年から、認定新規就農者(個人)も、農業経営基盤強化準備金として積み立てた額を必要経費に算入することができるようになりました。しかし、農業次世代人材投資資金制度においては、この積立額を、資金交付額を算定する“前年の総所得”に含めることとしておりますので、ご注意ください。

☆農業次世代人材投資事業（準備型）研修計画申請要件

申請者氏名 _____

- 1 農業経営者となることについて強い意志を有する
 - 2 就農予定年齢が50歳未満である
 - 3 岐阜県が準備型研修機関に位置づけた研修機関で研修を受ける
 - 4 研修期間が概ね1年かつ概ね1,200時間以上である
 - 5 研修中、雇用契約を結んでいないこと
 - 6 生活費の確保を目的とした国の他の事業（失業保険、生活保護等）の給付を受けていない
 - 7 親元就農する場合は、就農に当たって家族経営協定書等により責任や役割を明確にし研修終了後5年以内に経営継承することを確約すること
 - 8 研修終了後、独立・自営就農する場合は、就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受ける事
 - 9 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること
 - 10 研修を開始するまでに傷害保険に加入すること
- ※ 国の通知による交付対象者の考え方における交付対象者のチェックリストによるチェック項目が全て○の者を新規採択することとする

☆農業次世代人材投資事業（準備型）研修計画申請書類

*訂正する場合は訂正印が必要です。*太い黒字は提出する書類です。

申請書類	チェック事項
<input type="checkbox"/> 1 農業次世代人材投資事業（準備型）に係る研修計画承認申請（別紙様式） →すべての申請者	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 日付は研修計画の公募期間内である <input type="checkbox"/> 申請者の氏名が自署されている <input type="checkbox"/> 住所は住民票と同じ住所が記入されている
<input type="checkbox"/> 2 研修計画（別紙様式第1号） →すべての申請者	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 申請者の氏名が自署されている <input type="checkbox"/> 住所は住民票と同じ住所を記入している <input type="checkbox"/> 就農時の年齢が50歳未満である <input type="checkbox"/> 就農希望地が岐阜県内の市町村になっている <input type="checkbox"/> 就農予定時期が研修終了月の翌月以降1年以内となっている <input type="checkbox"/> 経営面積、所得目標、経営内容は、就農5年後の目標が記入されている <input type="checkbox"/> 県が準備型研修機関に位置づけた研修機関である <input type="checkbox"/> 研修機関の住所が認定書等のとおりに入力されている <input type="checkbox"/> 交付期間が2年以内となっている <input type="checkbox"/> 常勤の雇用契約を締結していない <input type="checkbox"/> 生活費の確保を目的とした国の他の事業の給付を受けていない <input type="checkbox"/> 過去に農業次世代人材投資事業（青年就農給付事業）及び就職水河期世代の新規就農促進事業による資金の交付を受けていない <input type="checkbox"/> 過去に農の雇用事業を受けていない（受けている方は予め公社までご連絡ください） <input type="checkbox"/> 傷害保険証書の写し（別添7）（研修が開始するまでに加入予定の場合は、加入予定の傷害保険の内容がわかるものの写し。加入後は保険証書の写し） <input type="checkbox"/> 世帯全員（同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母）の所得証明を添付（別添8） <input type="checkbox"/> 前年の世帯全体の所得が600万円以下である <input type="checkbox"/> 身分を証明する書類の添付（運転免許証の写し（表裏両面の写し）（免許証がない場合はパスポートの写し））（別添9）
<input type="checkbox"/> 3 教育機関・研修機関等概要書（別添1） →すべての申請者	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 研修機関等名は岐阜県に登録のある名称が記入されている <input type="checkbox"/> 研修機関等の押印がある <input type="checkbox"/> 農家派遣がある場合、派遣先および代表者が記入されている <input type="checkbox"/> 農家派遣がある場合、派遣先と申請者が3親等以内の親族でない <input type="checkbox"/> 研修カリキュラムがわかる書類を添付（2年間の研修の場合は2年分それぞれ必要） <input type="checkbox"/> 研修カリキュラムは、年間を通しての研修であること <input type="checkbox"/> 県が準備型研修機関に位置づけた研修機関に認定されたことがわかる書類の添付 <input type="checkbox"/> 在籍証明書（受講が認められていることを証する書類）を添付

申請書類	チェック事項
<input type="checkbox"/> 4 誓約書(別添2) →すべての申請者	<input type="checkbox"/> 申請者の住所が住民票記載のとおりに入力されている <input type="checkbox"/> 申請者の氏名が自署されている <input type="checkbox"/> 連帯保証人2名の住所が印鑑証明記載のとおりに入力されている <input type="checkbox"/> 連帯保証人の氏名が自署され、印鑑証明書記載の印鑑が押印されている <input type="checkbox"/> 原則、連帯保証人の1名は生計を異にしかつ2親等以内でない <input type="checkbox"/> 申請者の住民票(世帯全員記載)を添付(3ヶ月以内)している <input type="checkbox"/> 連帯保証人2名の印鑑証明書を添付(3ヶ月以内)している <input type="checkbox"/> 2枚目「別紙」の用紙右下に署名されている <input type="checkbox"/> 3枚目「別記」の口にて全て印点が記入され、用紙右下に署名されている
<input type="checkbox"/> 5 履歴書(別添3) →すべての申請者	<input type="checkbox"/> 必要な事項は全て記入されている <input type="checkbox"/> 申請者の氏名が自署されている <input type="checkbox"/> 申請者の住所が住民票記載のとおりに入力されている <input type="checkbox"/> 連絡先には研修中、連絡が取れる住所が記入されている <input type="checkbox"/> 電話番号には携帯の番号が記入されている <input type="checkbox"/> 家族全員が記入されている(同居及び生計を一にする別居の配偶者、別居の独身の子、別居の両親) <input type="checkbox"/> 学歴等には、最終学歴から申請日までの履歴が記入されている <input type="checkbox"/> 履歴に空白の期間がないように記入されている
<input type="checkbox"/> 6 農業研修に関する確認書(別添4) →農大生・アカデミー生を除く申請者 ※この様式に限らない	<input type="checkbox"/> 申請者の氏名と研修機関の名称が記載されている <input type="checkbox"/> 研修生の責務と研修機関の責務が記載されている <input type="checkbox"/> 研修期間がわかるような記載がある <input type="checkbox"/> 書類は本確認書に限らない。公社への提出は写してもよい
<input type="checkbox"/> 7 離職票(別添5) →すべての申請者	<input type="checkbox"/> 離職票等を持っている方は必ず提出する <input type="checkbox"/> もらっていない方はその旨を記載する
<input type="checkbox"/> 8 確約書(別添6) →6-1親元就農する者	<input type="checkbox"/> 親元就農する場合、「別添6-1」が提出されている <input type="checkbox"/> 経営主の氏名の欄には、経営主の氏名が自署されている <input type="checkbox"/> 就農後5年以内に農業経営を継承することまたは法人の経営者になること、確約書が遵守できなかった場合は当該資金を全額返還しなくてはならないことを理解している
<input type="checkbox"/> 9 個人情報の取り扱い(別紙様式第2号) →すべての申請者	<input type="checkbox"/> 申請者の住所が住民票記載のとおりに入力されている。 <input type="checkbox"/> 申請者の氏名が自署されている <input type="checkbox"/> 連帯保証人2名の住所が印鑑証明記載のとおりに入力されている <input type="checkbox"/> 連帯保証人の氏名が自署されている
<input type="checkbox"/> 10 「確認事項」(別紙様式代1号研修計画補足資料1)→すべての申請者	<input type="checkbox"/> 申請者の氏名が自署されている <input type="checkbox"/> 申請時未成年者は、保証人の氏名が自署されている(連帯保証人とは違います)

農業次世代人材投資資金（準備型）交付申請書

令和 年 月 日

一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長 様

氏名

氏名は自署

一般社団法人岐阜県農畜産公社農業次世代人材投資事業（準備型）取扱要領の第8条の規定に基づき農業次世代人材投資資金（準備型）の交付を申請します。

和暦で記入 例：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

交付期間	研修計画に記載した交付期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する資金の対象期間		年 月 日	～	年 月 日
交付申請額	今回申請する期間			0 0 0 円
常勤の雇用契約の締結		<input type="checkbox"/> 締結している <input type="checkbox"/> 締結していない		
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）		<input checked="" type="checkbox"/> 点をいれる <input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない		

研修中は失業保険等を貰っていないこと

資金の振込口座※

注意：ゆうちょ銀行の場合、支店名等は「漢数字」になります。統合されている銀行は、新しい名称を正確に記入して下さい。

金融機関店舗名等	記入例：ゆうちょ	二八六	店	所	出張所
	銀行	信用金庫	信用組合		
	労働金庫	農業協同組合			
	信用農業協同組合連合会	農林中金			
	金融機関コード				
	預金・貯金の種類	普通預金・当座預金	口座番号		
	ゆうちょ銀行等金融機関の口座番号はここへ記入：右詰めで記入 （ゆうちょ銀行の方：銀行から振り込みを行う場合7桁の口座番号が必要です。8桁の口座番号しか記載のない方は、ゆうちょ銀行にご確認下さい）				
口座名義人	(ふりがな) 氏名	申請者本人名義の口座であること。必ずふりがなも記入			

※ 2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入（添付）しなくてもよい

注意：一定期間使用していない口座は睡眠口座等になっている場合があります。金融機関にご確認ください（睡眠口座等へは振り込めません）

※指定口座の口座番号と支店名の記載のある見開きのページの北-を添付して下さい。

（通帳を開いたページの目）1回目のみ添付（口座確認のため） 但し、口座の変更がある場合はその都度添付

2 就農に向けた今後の課題、身につける技術など

3 就農に向けた準備状況

添付書類

1. 研修日誌（岐阜農業大学校及び岐阜県立国際園芸アカデミー以外の研修機）
2. 出席簿の写し（岐阜農業大学校及び岐阜県立国際園芸アカデミー）
3. 成績表の写し（成績表が発行されている場合）

農大・アカデミー及び成績表を作成している研修機関

内容を確認の上、研修機関の方に押印してもらって下さい。
農大・アカデミーは、研修実施機関等名に学校名
代表者名に学校長名

上記のとおり研修を行っています。

研修実施機関等名 :
代表者名（自署） :
研修責任者名（自署） :

県に登録のある研修責任者名を記入

協議会、学校の場合は代表者名は自署でなくゴム印可
押印（協議会等は協議会等の印を押印）

印

研修責任者氏名は自署

別添 研修日誌

※R2年度より、研修日、研修内容、研修時間、研修時間の合計の記載があれば、本様式でもよくなりました。

○年○月分

月 日	研修内容	研修時間 (単位: 時間)
月 日		
月 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欠損日がないように記入する。 ・ 研修を受けなかった日は、休日と記入する。 ・ 内容、作業時間ともに空欄がないようにする。 ・ 研修開始日と研修終了日は必ず研修を行うこと 	
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日	記入例	
月 日	給液量の調整、誘引作業、芽かき	8
月 日	座学(就農計画作成)	7
月 日	座学(複式簿記講座受講)	6
月 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 座学は具体的な内容を記入すること ※状況確認等の際テキストやノート等の提示が必要です 	
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日	<p>◇注意事項◇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、研修時間は1日8時間以内。 ・ 原則、毎週1日以上又は、4週間を通じて4日以上の日をとる。 ・ 通年をとおして研修をする。 <p>※研修状況確認等により、適切な研修を行っていないと判断した場合、返還になることがあります。</p>	
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
合 計		

※ 上記内容が記載された研修日誌であれば、本様式に限らない。

本様式以外でも月ごとの合計は記載してください

住所等変更届

令和 年 月 日

住所（住民票）等を変更してから1ヶ月以内に提出内)

一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長 様

氏 名 氏名は自署

一般社団法人岐阜県農畜産公社農業次世代人材投資事業（準備型）取扱要領第 13 条の規定に基づき住所等変更届を提出します。

変更前	氏名 住所 電話番号 その他（ ）
変更後	氏名 住所（郵便番号も記載する。） 郵便番号も記入 電話番号 その他（ ）

◇注意事項◇

- ・住所変更をした場合は、住民票を添付する
- ・住民票は変更しないが連絡先（郵送先）等の変更があった場合も提出する
（住所変更の際は、できるだけ郵便局へ転送届を出すようご協力お願いします）
- ・電話番号・メールアドレス等提出書類の記載に変更があった場合も提出する
- ・氏名を変更した場合も提出（氏名が変わったことがわかるもの(写)を添付)
- ・その他、計画申請に記入した事項で変更があった場合も変更届をお願いします。
（添付書類についてはお問い合わせ下さい）